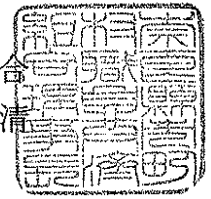


所 属 所 長 様

奈良県市町村職員共済組合  
理事長 上 田 清



育児・介護休業手当金にかかる給付上限相当額の変更について

標記のことについて、平成 29 年 8 月 1 日より地方公務員等共済組合法第 70 条の 2 第 3 項（育児休業手当金）及び同法 70 条の 3 第 3 項（介護休業手当金）に規定する給付上限相当額が厚生労働省告示第 228 号により下記のとおり変更されます。

記

- ・ 平成 29 年 8 月 1 日 以降の給付日額から変更
- ・ 「雇用保険法第 17 条第 4 項第 2 号ハに定める額」が 14,910円 に変更  
（従前は 14,150円）
- ・ 「給付上限相当額」の改正  
給付割合が 67/100 の場合 〈育児休業手当金〉  
13,622円 に改正 （従前は 12,972円）  
  
給付割合が 50/100 の場合 〈育児休業手当金〉  
10,165円 に改正 （従前は 9,647円）
- ・ 「標準報酬月額」では 470,000円 以上の者が該当（従前は 440,000円）  
[算出方法は、別紙の「育児・介護休業手当金の給付上限相当額に係る給料月額」を参照してください。]
- ・ 「雇用保険法第 17 条第 4 項第 2 号ロに定める額」が 16,410円 に変更  
（従前は 15,550円）
- ・ 「給付上限相当額」の改正  
給付割合が 67/100 の場合 〈介護休業手当金〉  
14,992円 に改正 （従前は 14,207円）
- ・ 「標準報酬月額」では 500,000円 以上の者が該当（従前は 470,000円）  
[算出方法は、別紙の「育児・介護休業手当金の給付上限相当額に係る給料月額」を参照してください。]

（裏面に参考例を記載しています。）

問合せ先等

奈良県市町村職員共済組合  
保険課 担当者：丸山

電話：0744-29-8264

### 【参考例①：育児休業手当金】

#### ○一般組合員の場合

子の誕生日：平成28年06月20日生

育児休業期間：平成28年08月16日から平成29年12月19日

標準報酬月額：500,000円（給付上限相当額を超えている）

平成28年08月16日から平成29年02月12日の間（67／100）

**12,972円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

\*平成29年2月12日・育児休業期間開始日より180日

平成29年02月13日から平成29年07月31日の間（50／100）

**9,647円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

平成29年08月01日から平成29年12月19日の間（50／100）

**10,165円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

### 【参考例②：育児休業手当金】

#### ○一般組合員の場合

子の誕生日：平成29年04月20日生

育児休業期間：平成29年06月16日から平成30年04月19日

標準報酬月額：500,000円（給付上限相当額を超えている）

平成29年06月16日から平成29年07月31日の間（67／100）

**12,972円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

平成29年08月01日から平成29年12月13日の間（67／100）

**13,622円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

\*平成29年12月13日・育児休業期間開始日より180日

平成29年12月14日から平成30年04月19日の間（50／100）

**10,165円**に各月の給付日数を乗じた額が育児休業手当金の額となります。

### 【参考例③：介護休業手当金】

#### ○一般組合員の場合

介護休業期間：平成29年06月01日から平成29年08月31日

標準報酬月額：500,000円（給付上限相当額を超えている）

平成29年06月01日から平成29年07月31日の間（67／100）

**14,207円**に各月の給付日数を乗じた額が介護休業手当金の額となります。

平成29年08月01日から平成29年08月31日の間（67／100）

**14,992円**に各月の給付日数を乗じた額が介護休業手当金の額となります。

## 育児休業手当金の給付上限相当額に係る給料月額（給付割合67/100の場合）

《平成29年8月改正》

### 地方公務員等共済組合法第70条の2

「給付上限相当額」... 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ハに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、変更された後の額）に相当する額に30を乗じて得た額の100分の67に相当する額を22で除して得た額をいう。

育児休業手当金 給付日額の計算	第24級 <b>440,000円以下</b> 給付上限相当額に 不該当	標準報酬月額 <b>440,000円</b>	標準報酬の日額 20,000円	$\left[ \begin{array}{l} \text{地方公務員等共済組合法第43条第1項の規定により} \\ \text{給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上} \\ \text{10円未満の端数は10円に切上げる）} \end{array} \right]$ × 67/100 =	給付日額 <b>13,400円</b>
			( 20000.0000 : 端数処理前 )		
育児休業手当金 給付日額の計算	第25級 <b>470,000円以上</b> 給付上限相当額に 該当	標準報酬月額 <b>470,000円</b>	標準報酬の日額 21,360円	$\left[ \begin{array}{l} \text{地方公務員等共済組合法第43条第1項の規定により} \\ \text{給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上} \\ \text{10円未満の端数は10円に切上げる）} \end{array} \right]$ × 67/100 =	給付日額 <b>14,311円</b>
			( 21363.6364 : 端数処理前 )		
雇用保険法による賃金日額から給付上限相当額を算出する計算	雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額 <b>14,910円</b>	<b>【注意】</b> 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額は同法第18条の規定により自動的に変更され、毎年8月に変更されます			給付上限相当額 <b>13,622円</b>
		× 30	× 67/100	÷ 22 =	

給付上限相当額を超えた場合は、給付日額 **13,622円** に休業日数を乗じた額となります。

## 育児休業手当金の給付上限相当額に係る給料月額（給付割合50/100の場合）

《平成29年8月改正》

### 地方公務員等共済組合法第70条の2

「給付上限相当額」... 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ハに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、変更された後の額）に相当する額に30を乗じて得た額の100分の50に相当する額を22で除して得た額をいう。

育児休業手当金 給付日額の計算	第24級 <b>440,000円以下</b> 給付上限相当額に 不該当	標準報酬月額  440,000円	標準報酬の日額  20,000円  ( 20000.0000 : 端数処理前 )	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">地方公務員等共済組合法第44条第1項の規定により給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）</div> $\times$ 50/100 =	給付日額  <b>10,000円</b>				
	第25級 <b>470,000円以上</b> 給付上限相当額に 該当	標準報酬月額  470,000円	標準報酬の日額  21,360円  ( 21363.6364 : 端数処理前 )	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">地方公務員等共済組合法第44条第1項の規定により給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）</div> $\times$ 50/100 =	給付日額  <b>10,680円</b>				
雇用保険法による賃金日額から給付上限相当額を算出する計算	雇用保険法第17条第4項 第2号ハに定める額  14,910円	<b>【注意】</b> 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額は同法第18条の規定により自動的に変更され、毎年8月に変更されます			給付上限 相当額  <b>10,165円</b>				
		$\times$	30	$\times$	50/100	$\div$	22	=	

給付上限相当額を超えた場合は、給付日額 **10,165円** に休業日数を乗じた額となります。

## 介護休業手当金の給付上限相当額に係る給料月額（給付割合67/100の場合）

《平成29年8月改正》

### 地方公務員等共済組合法第70条の2

「給付上限相当額」... 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、変更された後の額）に相当する額に30を乗じて得た額の100分の67に相当する額を22で除して得た額をいう。

育児休業手当金 <small>（休職中支給分）</small>	第25級 <b>470,000円以下</b> 給付上限相当額に 不該当	標準報酬月額 470,000円	標準報酬の日額 21,360円 ( 21363.6364 : 端数処理前 )	$\left[ \frac{\text{地方公務員等共済組合法第44条第1項の規定により給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）}}{\times} \frac{67}{100} = \right]$	給付日額 <b>14,311円</b>
	第26級 <b>500,000円以上</b> 給付上限相当額に 該当	標準報酬月額 500,000円	標準報酬の日額 22,730円 ( 22727.2727 : 端数処理前 )	$\left[ \frac{\text{地方公務員等共済組合法第44条第1項の規定により給料月額の1/22（5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる）}}{\times} \frac{67}{100} = \right]$	給付日額 <b>15,229円</b>

雇用保険法による賃金日額から給付上限相当額を算出する計算	雇用保険法第17条第4項 第2号ロに定める額 16,410円	【注意】 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額は同法第18条の規定により自動的に変更され、毎年8月に変更されます				給付上限 相当額
		$\times 30 \times \frac{67}{100} \div 22 =$				<b>14,992円</b>

給付上限相当額を超えた場合は、給付日額 **14,992円** に休業日数を乗じた額となります。